

「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>HK-A2</p> <p style="text-align: right;">（作成日）昭和44年4月7日 （最終改正日）令和2年7月13日</p> <p style="text-align: center;">香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱</p> <p>第1～4 （略）</p> <p>第5 認定後の事務 1～6 （略） （削る）</p> <p><u>7</u> 食肉衛生証明書の「Shipping Marks」欄に各都道府県等で定めた認定施設固有の記号並びにロット番号を記載するとともに当該輸出食肉の容器包装の見やすい箇所に読みやすく同様の記号及びロット番号を記載させること。</p> <p><u>8</u> ロットは1認定施設が1回に出荷する量等検査証明書発行機関が確認を十分行える量とすること。</p> <p><u>9</u> 食肉衛生証明書を発行するに当たっては、当該容器包装に記載された認定施設固有の記号及びロット番号を確認のうえ当該食肉に1部交付すること。</p> <p><u>10</u> 認定施設には、処理及び出荷状況を記録させ食肉衛生証明書を発行する場合は、これと照合の上発行すること。</p> <p><u>11</u> 都道府県知事等は、と畜検査員、食鳥検査員又は食品衛生監視員による認定施設における認定要件の定期的な確認を実施すること。この場合、と畜検</p>	<p>HK-A2</p> <p style="text-align: right;">（作成日）昭和44年4月7日 （最終改正日）令和2年4月1日</p> <p style="text-align: center;">香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱</p> <p>第1～4 （略）</p> <p>第5 認定後の事務 1～6 （略）</p> <p><u>7</u> 香港を経由して中華人民共和国へ輸出される食肉に対しては、輸出業者からの申し出があった場合には、食肉衛生証明書の仕向地の欄に「China via Hongkong」を追加して記載すること。</p> <p><u>8</u> 食肉衛生証明書の「Shipping Marks」欄に各都道府県等で定めた認定施設固有の記号並びにロット番号を記載するとともに当該輸出食肉の容器包装の見やすい箇所に読みやすく同様の記号及びロット番号を記載させること。</p> <p><u>9</u> ロットは1認定施設が1回に出荷する量等検査証明書発行機関が確認を十分行える量とすること。</p> <p><u>10</u> 食肉衛生証明書を発行するに当たっては、当該容器包装に記載された認定施設固有の記号及びロット番号を確認のうえ当該食肉に1部交付すること。</p> <p><u>11</u> 認定施設には、処理及び出荷状況を記録させ食肉衛生証明書を発行する場合は、これと照合の上発行すること。</p> <p><u>12</u> 都道府県知事等は、と畜検査員、食鳥検査員又は食品衛生監視員による認定施設における認定要件の定期的な確認を実施すること。この場合、と畜検</p>

査員、食鳥検査員又は食品衛生監視員は、認定施設において別添 1 又は別添 2 の基準が適正に実施されていることの確認を行うこと。

第 6 ～ 7 (略)

別添 1 ～ 3 (略)

別紙様式 1 ～ 8 (略)

別紙登録書 (略)

査員、食鳥検査員又は食品衛生監視員は、認定施設において別添 1 又は別添 2 の基準が適正に実施されていることの確認を行うこと。

第 6 ～ 7 (略)

別添 1 ～ 3 (略)

別紙様式 1 ～ 8 (略)

別紙登録書 (略)